

# 「東日本大震災の被災地で適用する積算基準（復興歩掛）」の見直し

- 東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）では、早期復興に向け大規模な復旧・復興事業が推進されており、工事量の増大による資材調達不足等で、日当り作業量の低下が生じている。
- 「がれき処理などで扱う作業対象物によって機械の損耗が激しい」「悪路での施工や足場の悪い場所での施工が増大」「コンクリートガラなど機械の消耗を早めるような作業対象物が増大」等によって機械の修理費に変化がみられる。



- 調査の結果、「土工」及び「コンクリート工」において、日当り作業量の低下を確認したため、日当たり作業量を補正した復興歩掛を策定。
- ブルドーザ、バックホウ、ダンプトラックの維持修理費が増大したため、維持修理費率を補正。

## 積算基準の見直し内容

### ①土工における日当たり作業量の補正（掘削積込～土の敷均し・締固めまでの一連作業）【3工種】

日当り作業量を10%補正していたものを**20%**補正に見直し。

### ②コンクリート工における日当たり作業量の補正【29工種】

コンクリート打設を行う工種で実施している日当り作業量の**10%**補正を継続。

### ③建設機械等損料の維持修理費の補正

ブルドーザ、バックホウ、ダンプトラックの3機種について、工事費の積算に用いる運転1時間当たり損料を3%割増していたものを**5%割増し**に見直し。